死刑廃止を考える

2017
第33号

死刑廃止検討委員会ニュース

編集責任
日本弁護士連合会　死刑廃止検討委員会

●主な内容●

・第59回日弁連人権擁護大会宣言について……3
・日弁連シンポジウム「死刑廃止の実現を考える日」…4
・金田法務大臣による死刑執行……4

第59回日弁連人権擁護大会宣言について

死刑廃止検討委員会事務局次長　安西　敦（香川県）

宣言内容・理由

2016年10月7日に福井市で行われた第59回人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」（以下「福井宣言」という。）が採択されました。これは、①刑罰制度の改革について②死刑制度とその代替刑について③受刑者の再犯防止・社会復帰のための法制度について宣言されたものです。

①については、懲役刑と禁錮刑を拘禁刑として一元化し、刑務所における強制労働を廃止して賃金制を採用すること、社会内処遇を拡大して社会奉仕活動命令や薬物治療義務付け等の刑の代替措置を導入すること、再度の執行猶予要件の緩和や累犯加重規定を改正すること、②については、日本で国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであること、死刑を廃止するに際して、死刑が科されてきたような凶悪犯罪に対する代替刑を検討すること、その内容として刑の言渡し時には「仮釈放の可能性がない終身刑制度」や仮釈放の開始時期を延長する「重無期刑制度」の検討、③については、仮釈放要件の客観化や仮釈放審理への提言、罪を犯した人の再就職等につながる福祉的措置の充実、改正されたマンデラルール（国際連合の被拘禁者の処遇のための最低基準規則）に基づいて刑事被収容者処遇法を改正すること、不必要な資格制限を撤廃すること等をそれぞれ内容としています。

このうち、同大会において会員の間で特に大きな議論となったのは、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであると打ち出した点についてでした。

宣言に至る経緯

2011年高松宣言から2016年福井宣言に至る経緯

日弁連は、2011年10月7日に開催された第54回人権擁護大会において、「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」（高松宣言）を採択しました。この宣言では、刑罰の改革及び死刑廃止について全社会的な議論を開始し、その議論の間、死刑の執行を停止すること等を訴えました。同宣言を受けて日弁連は、死刑のない社会が望ましいことを見据えて、死刑廃止についての全社会的議論の呼び掛けに向けた活動を行うこと等を目的として、同年12月15日に「死刑廃止検討委員会」を設置しました（「日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会」を改組。）。また、2012年6月1日から同委員会の委員数の上限が110名に増員され、全弁護士会から推薦された会員が委員に加わり、活発な議論がなされました。全国の弁護士会においても、死刑廃止について議論するための委員会や委員会内プロジェクトチーム等が作られ、各地で「死刑廃止を考える日」等のイベントを実施したり、会内での勉強会を行うなど、死刑廃止について全社会的議論を行うための様々な活動が実施されてきました。そうした活動の結果、日弁連は、2016年10月7日に開催された第59回人権擁護大会において、福井宣言を採択し、日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであることを宣言しました。

犯罪被害者支援に携わる会員からの批判と問題提起

宣言案が議論された大会当日は、宣言のうちの死刑廃止の点について、犯罪被害者支援に関わる多くの会員から強い反対の意見が述べられました。被害者遺族がなぜ死刑を望むようになったのかを考えるべきである、日弁連が死刑廃止を宣言すれば被害者遺族から弁護士は被害者遺族の味方ではないと思われることになる、死刑廃止の前に犯罪被害者支援を充実させるべきである、日弁連は死刑廃止に反対している市民や会員と対話をしてこなかったのではないか、といった様々な意見が出されました。また、死刑廃止を望まない会員の思想良心の自由に反する、日弁連の会員の中で議論が尽くされていない、人権擁護大会は日弁連のごく一部の会員しか参加しておらず総会のように代理による議決がないため多くの会員の意思が反映されていないが、そういう手続で、反対意見の多いはずの死刑廃止の意思決定がなされることが会内民主主義の手続として不適切である等の意見も述べられました。

これに対して、賛成の立場の会員からも多くの意見が述べられました。えん罪による死刑判決によって死刑執行がなされれば取り返しがつかないという点はえん罪事件の経験を踏まえた複数の会員から経験を持って語られました。また、死刑は残虐な刑罰である、国家が人の生命を奪うことは許されない、憲法13条に反する、死刑は人権問題であるからアンケートの結果で決めることができないのであり人権擁護団体として死刑廃止を主張すべき等の意見が述べられました。会内民主主義の点からは、人権擁護大会の宣言案は、各弁護士会の会長が出席する日弁連の理事会での審議を経て提案されているものであり、会内民主主義の手続は適切になされているとの説明がなされました。

こうして3時間を超える議論がなされた結果、最終的には、出席者786名、賛成546名、反対96名、棄権144名で宣言は採択されました。

宣言後の反響

この宣言は報道各社で大きく扱われました。宣言の直後だけでなく、宣言前も、宣言から数か月が過ぎて2017年に入ってからも多くの新聞等のメディアで扱われ、犯罪被害者遺族や犯罪被害者支援に関わる弁護士からの反対の意見、そして死刑廃止運動を進める弁護士からの賛成意見がそれぞれ大きく取り上げられました。これによって国内の全社会的な議論がより深められていくきっかけとなったのではないかと思われます。また国内だけでなく、海外からも大きな反響がありました。EU及び欧州の29カ国から日弁連の宣言採択を歓迎する共同声明が発出され、各種の海外メディアでも日弁連が死刑廃止の姿勢を打ち出した宣言を採択したことが多くの記事で扱われました。

宣言の後、犯罪被害者支援弁護士フォーラムや、駐日欧州連合代表部によって開催されたシンポジウムで死刑についての議論がなされ、当委員会から小川原優之事務局長が参加して意見を述べました。これまで十分に議論がなされてこなかった、死刑を存置すべきだとする犯罪被害者遺族やその支援者、支援弁護士の人たちと、死刑廃止を求める弁護士との間で、死刑廃止についての率直な議論をする場が持たれたことがこの宣言の大きな成果と言えるでしょう。今後もこうした場が継続してもたれることが望まれます。

日弁連は、福井宣言の提案理由の中で、「刑罰制度の改革と犯罪被害者・遺族の支援とは別個の課題であるが、いずれも重要な課題である」「犯罪被害者・遺族に対する十分な支援を行うとともに、死刑制度を含む刑罰制度全体を見直す必要がある」と述べました。そのように宣言したからには、犯罪被害者・遺族の人たちやその支援に当たる人たちとの間で死刑廃止について徹底した議論を尽くし、また社会の理解を得る努力を尽くさなければなりません。それと同時に、犯罪被害者支援の充実にも努力を尽くさなければなりません。これが、この宣言を受けて死刑廃止に向けた活動を行っていく日弁連に課された責任なのではないでしょうか。

日弁連シンポジウム「死刑廃止の実現を考える日」

死刑廃止検討委員会 事務局長代行　岩橋　英世（福岡県）

はじめに

２０１６年12月19日、日弁連主催のシンポジウム「死刑廃止の実現を考える日」が行われました。

このシンポジウムは、日弁連が「死刑」について市民と共に考えることを目的に、２００８年から「死刑を考える日」と称し、また、高松市で採択した人権擁護大会宣言後の２０１２年からは「死刑廃止を考える日」と称して毎年行ってきたものであり、今年度から、福井市で開催された第59回人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」（以下「福井宣言」という。）が採択されたことを受けて、「死刑廃止の実現を考える日」と改称して開催されたものです。

シンポジウムの目的

このシンポジウムは、死刑廃止の実現に向けて、何が必要であり、何をすべきかを市民と共に考えていくことを目的とします。当然、死刑廃止の必要性についても共に考えていくことになるのですが、このような企画に対して、死刑存置を訴える方からは異論があるかもしれません。

しかし、この福井市で開催された人権擁護大会で採択された福井宣言は、人権を擁護する団体である日弁連が、死刑廃止検討委員会を設置して各弁護士会や市民向けに勉強会やシンポジウムを行い、人権擁護大会のシンポジウム実行委員会で準備をしたものです。それを日弁連執行部に諮り、更に日弁連の理事会において慎重な審議を経て宣言案をまとめ上げ、全会員に告知の上、人権擁護大会で賛成、反対のそれぞれの立場から充実した議論がなされ、精密採決の結果、出席者７８６名のうち賛成５４６名（反対96名、棄権１４４名）により採択されたのです。福井市で採択された宣言は、このような会内の民主主義的な手続を経ているものです。

また、死刑は客観的には人の生命を奪う重大かつ深刻な人権侵害であり、思想良心の自由を理由にこの人権侵害を相対化してはならないのではないかと考えます。

したがって、人権を擁護する団体である日弁連が、福井宣言により、死刑の人権侵害性を直視し社会に向けて情報提供と問題提起を行う決意をしたことは高く評価されるものであり、国内外の報道において大きな反響を与えています。

ただし、日弁連の宣言がなされたとしても、死刑存置の意見が直ちに無くなるものではありません。

そのため、何故に死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を実現する必要があるのか、また、犯罪被害者や遺族への支援はどうあるべきなのか、社会の処罰感情とどのように向き合うべきかなどについて、粘り強く対話や議論を行うことが必要となります。

このような意識の下で今回のシンポジウムが行われました。

シンポジウム第１部

第１部の前半では、日弁連の刑事拘禁制度改革実現本部副本部長の小池振一郎会員（第二東京）から、第59回日弁連人権擁護大会（福井大会）において採択された福井宣言の概要と目的について報告がなされました。

人間の尊厳を重視する寛容と共生の社会を目指すことが宣言の中核であること、社会内包摂を目的とする死刑廃止を含む刑罰制度全体の改革に向けて情報提供が必要であり、日弁連として積極的に活動する決意の表明であること等参加された国会議員の方々にも分りやすい説明がなされました。なお、宣言については日弁連ＨＰを御覧ください。

さらに、第１部の後半では、日弁連の犯罪被害者支援委員会事務局委員の合間利会員（千葉県）から、犯罪被害者支援の現状と課題についてパワーポイントで示しながら講義をしていただきました。

ここでは、犯罪被害者支援制度の整備の沿革と現状と日弁連の取組状況を踏まえ、被害者支援の課題（犯罪被害者等給付金の見直し、損害の実質的な回収、被害者支援条例を含む各地方での被害者支援等）の指摘がなされ、死刑廃止に関係なく犯罪被害者・遺族の支援の問題に取り組む必要性があること、また、今年の第60回日弁連人権擁護大会（滋賀大会）で行われる犯罪被害者支援に関するシンポジウムの告知がなされました。

シンポジウム第２部

第２部では、ゲストスピーチとして、駐日欧州連合代表部のフランチェスコ・フィニ公使から、死刑廃止は人間の尊厳にとって不可欠であること、死刑廃止国に文化的・宗教的・政治的な特徴はなく、死刑を廃止するか否かは生命に対する基本的人権の認識の違いにあること、世論は情報提供とリーダーシップで変わりうること等、欧州連合（ＥＵ）の経験を語っていただきました。

また、同公使から、ベッカリーアの言葉を引用しつつ欧州連合（ＥＵ）も犯罪には敏感であるものの犯罪者を裁くことについて国家も国民も野蛮になってはいけないこと、今回の福井宣言について欧州連合（ＥＵ）は歓迎していること、死刑廃止に向けて国民的議論を尽くし日本が欧州連合（ＥＵ）の良きパートナーとなることを期待しているとの発言がなされました。

シンポジウム第３部

第３部では、国会議員である小熊慎司衆議院議員（民進党）、鈴木貴子衆議院議員（無所属）、佐々木さやか参議院議員（公明党）の３名、マスコミから伊藤正志毎日新聞社論説委員、死刑廃止検討委員会委員から田鎖麻衣子会員（第二東京）をパネリストとして、また、刑事拘禁制度改革実現本部本部長代行の海渡雄一会員（第二東京）をコーディネーターとしてパネルディスカッションを行いました。時間の都合上、「死刑廃止と被害者・遺族の問題」「誤判えん罪」「死刑廃止実現に向けての展望」の３つのテーマに限定して、誤判えん罪や被害者遺族支援等の死刑問題が国民に身近な問題になっていないこと、日本では死刑に限らず終末医療等の「死」についての議論ができていないこと、死刑問題について政治課題の順位を上げていく必要があること、被害者遺族に対して対立ではなく正面から向き合い支援プログラムを作り上げていく必要があること、半世紀以上前には国会が死刑問題についてきちんと議論をしていたこと等、各々の視点から貴重な御意見をいただきました。

パネルディスカッションの様子

最後に

死刑廃止は人間の尊厳を重視する社会の一つの徴憑であり、そもそもが被害者・遺族と対立するものではないはずです。

なぜ死刑が廃止されなければならないのか、その理念と人類の希望に対して、立ちはだかる現実との調和をどうするのか、直感や感覚ではなく法律的に議論をする必要があります。少なくとも人権擁護の使命を受けた私たち弁護士には法律的に死刑存廃問題を考える必要があるかと思います。今後、各弁護士会や日弁連が主催するシンポジウムに参加し議論していただきますようお願いいたします。

金田法務大臣による死刑執行

2016年11月11日、福岡拘置所において、1名に対して死刑が執行されました。金田法務大臣による初めての死刑執行であり、極めて遺憾な事態です。

日弁連は、執行当日、直ちに「死刑執行に強く抗議し、改めて死刑執行を停止し、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであることを求める会長声明」を発表し、金田法務大臣宛て提出しました。会長声明は、日弁連のホームページにて御覧いただけます。

また、多くの弁護士会も会長声明を発表しています。